

「快適に過ごせる町に」 考えよう。猫との生活

猫を理解しよう

猫を飼うのに愛情はもちろん必要です。しかし、「かわいい」という気持ちだけで動物は飼えません。飼い猫が家の外に出てしまえば、どのように行動しているかを把握することは難しいことです。

猫の生態に関する知識を深め、猫の本能や習性を十分理解しましょう。



寄せられる主な苦情

- 猫が敷地内に入ってきてふんや尿をするので困っている。
- 野良猫が繁殖して困っている。
- 野良猫が、ごみをあさって汚い。

飼い主ができること

- ◆ 自己敷地内に、猫用のトイレを設置し、そこで排せつをするようにしつけましょう。
- ◆ ふんや尿・鳴き声などの苦情の解消や自然繁殖の機会を減らすため、また感染症や交通事故に遭わせないため、屋内で飼養しましょう。
- ◆ みだりな繁殖を防止するため、避妊・去勢手術をしましょう。
- ◆ 飼い猫との区分を明確にするため、首輪や迷子札を装着しましょう。

餌を与えることで生じる責任

須恵町では、ごみの収集を午

広がる不幸の連鎖

避妊や去勢手術をしている野良猫はほとんどいません。その場所でも繁殖を続け、どんどん子猫が生まれて不幸な猫を、さらに増やすことになってしまっています。

ゴミ収集場所では

一方で、「野良猫に餌を与えている人がいる」との苦情も寄せられます。「かわいいそうだから」と餌を与える人がよく答える理由。餌を与えることにより、さまざまな問題を発生させ、その問題に対して、何の罪もない猫にその矛先が向けられることもあります。

野良猫に餌を与えることにより、野良猫は生き続けることができるかもしれません。しかし、餌を与えることができなくなったり、繁殖した猫は、行き場を失い、さらにかわいそうな猫を増やしてしまいます。

無責任な餌やりはしないでください。

後10時から行なっています。あまり早い時間にごみを出す

と、野良猫だけではなく、犬やカラスなどにより、ごみを荒らされる場合がありますので、時間に注意して出してください。

▼問合せ先 建設産業課
☎ 932・1438 (ダイヤルイン)
☎ 932・1151 (内線 217)

「ご自宅の省エネ診断を受診してみませんか？」

福岡県地球温暖化防止活動推進センターでは、福岡県内における家庭の省エネアドバイス「うちエコ診断」の申込みを受け付けています。

これは、担当する診断員が、エネルギー使用状況に応じて、省エネ行動の提案や太陽光発電の設置やその他を行なった場合の効果も解説します。

▼募集期間 12月未まで
▼費用 無料
▼問合せ先 福岡県地球温暖化防止活動推進センター
☎ 674・2360

「コミュニティ」から「オアシス」へ

地域のみなさんが声をかけ合い、より明るく和やかな潤いある家庭や、すみよい地域づくりを進めるため、「オアシス運動」を展開しています。この運動をさらに推進していくため、ロゴマークの募集を行い、各小・中学校の校門付近や、町内の指定オアシス通りの路面にオアシスのロゴマークを貼り付けました。

オ…おはようございます
ア…ありがとうございます
シ…しつれいします
ス…すみませんでした



平成24年11月1日から 4種混合ワクチン導入

▶問合せ先 健康福祉課
☎ 932-1493 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線 154)

ポリオ予防接種が、生ワクチン(経口接種)から不活化ワクチン(皮下注射)に切り替えられ、4種混合ワクチンが導入されました。医療機関で個別接種を受けてください。

Q. 4種混合ワクチンは何を予防するの？

A. これまでの三種混合(DPT)に不活化ポリオを合わせたワクチンで、百日せき、ジフテリア、破傷風、ポリオを予防するワクチンです。接種方法・回数・年齢は、下記のとおりです。

接種方法	注射
接種回数	全4回
接種できる年齢	生後3～90か月
標準的な接種年齢と接種間隔	初回接種(3回): 生後3～12か月 ※20日～56日の間隔をおく
	追加接種(1回):初回接種から、12～18か月後

Q. 対象者は？

A. 原則、10月末までに、三種混合ワクチンとポリオワクチン(生ワクチン・不活化ワクチン)のいずれも未接種の人が対象です。

Q. どこで接種するの？

A. 医療機関での個別接種です。須恵町内の実施医療機関は、下記のとおりです。

町内実施医療機関	電話番号
水戸病院	☎ 935-3755

※上記以外でも接種できる医療機関があります。詳しくはお問合わせください。

知っておこう！ポリオという病気

ポリオは人から人へ感染します。ポリオウイルスが人の口の中に入って、腸の中で増えることで感染します。増えたポリオウイルスは再び便の中に排泄され、この便を介してさらにほかの人に感染します。

社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を～

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成24年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された人については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめに国民年金保険料を納付された人については、来年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

Q. 社会保険料控除とは何ですか

A. 社会保険料控除とは、自分自身の社会保険料(国民年金、国民健康保険、健康保険、厚生年金保険など)を納めたとき、または配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を納めたときに受けられる所得控除のことをいいます。申告できる金額は、年間に納めた社会保険料の金額です。給与から天引きされた金額も該当します。

Q. 納め忘れがあったので納めたいが納付書が見あたりません。どうすればいいですか。

A. 管轄する年金事務所へ納付書を発行しますので連絡してください。12月31日までに納めた保険料は、申告(控除)の対象となります。

▼問合せ先

控除証明書のはがきに表示されている年金事務所へお問合わせください。